

これまでの協議会の開催状況

第16回(平成30年11月)～第23回(平成31年3月)

回次	議事内容
第16回(H30.11.12)	特別区素案の質疑
第17回(H30.12.27)	事務局説明(財政調整・組織体制)
第18回(H31.1.11)	特別区素案の質疑
第19回(H31.1.23)	公明会派から動議の提出
第20回(H31.1.29)	特別区素案の質疑、自民会派から動議の提出
第21回(H31.2.8)	特別区素案の質疑、自民会派から動議の提出
第22回(H31.2.22)	特別区素案の質疑、委員間協議
第23回(H31.3.7)	特別区素案の質疑、委員間協議 会長から工程表の提出・採決



協議会の開催風景(第21回協議会)

本紙2頁・3頁では特別区素案の主な質疑、3頁・4頁では委員間協議での主な発言を紹介します。

詳しくは、副首都推進局のホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000403832.html>

特別区素案の主な質疑

特別区の名称について

維新

徳田
委員

Q 我が会派として、特別区の名称について東西区を淀川区に、南区を天王寺区に変更するよう提案したが、今後、協定書案のとりまとめに向けた流れはどうか。

A 特別区の名称について、委員から提案の変更案も含め、協議会で議論いただいたうえで、協定書案として取りまとめられる。

委員意見 協議会や府市両議会での事務局への質疑は尽くされ、議論は深まった。過ぎた時間こそ最大のコストで、委員や職員の人件費も相当なもの。早急に次の段階の委員間協議に移るべき。

事務分担について

公明

土岐
委員

Q 一部事務組合は、特別区の判断で設置すべき。素案では、まだ区長と議員が存在しない特別区設置の日に、全特別区を構成団体として設置されるが、どのような手法か。

A 特別区長の職務執行者となる元大阪市長が特別区設置の日に専決処分を行い、規約を定め知事の許可を受け設置する。

委員意見 総務省は以前、特別区が設置されてから特別区自身の判断による設置が法の趣旨から自然な考えとの認識を示したが、これを変更したのか。法の趣旨からすると極めて不自然である。

特別区の設置について

維新

横山
委員

Q 知事・市長のもと、G20や万博開催が決まり、交通インフラの議論も進んでいる。府市連携が成果を上げ、制度改革は必要ないとの意見もあるが、広域行政に関し特別区設置の意義はなにか。

A 持続的な発展を実現するため、継続的な連携が必要で、将来にわたり制度的に担保できることが、特別区設置による広域一元化の意義と考える。

委員意見 特別区設置で二重行政のロスが永遠に解消され、今の大阪の成長を未来にわたり恒久的にするため、府市再編、特別区設置は大いに意義がある。

共産

山中
委員

Q 府と特別区の事務分担や財政調整、区割りや区の名称、設置コストなど問題だらけ。素案は一旦撤回し、指摘を反映したものを出し直すべき。

A 素案は議論のたたき台として示したもので、素案や追加資料などをもとに協議いただき、協議結果をもとに協定書案として取りまとめることになる。

委員意見 特別区は予算も権限も増えず何も変わらない。自主財源の乏しい半人前の自治体に過ぎず、住民サービスは低下する。百害あって一利なし、不毛な制度いじりの議論は打ち止めにすべき。

自民

花谷
委員

Q 私たちは特別区設置に反対だが、会議の運営を妨害したことはなく、法定協にも出席しているが、これまで一度も採決したことはない。特別区制度について、なにか決定されたことはあるのか。

A 特別区制度は、すでに示している素案などをもとに、引き続き協議会で議論いただいているところだと認識している。

委員意見 総合区も特別区も何一つ決まっていない。委員の指摘や要望に誠実に対応せず、議論が進まないのは当然。不毛な議論はやめて協議会を閉じるべき。

Q 市民は、特別区と総合区のどちらかが導入されると誤解されている。知事、市長は民意を問うなら、協議会で何も確定していないことを周知すべき。

A 協議会だよりは全区に配布しているが、素案は確定したのではなく、協議会で議論中である旨の注釈を入れ誤解のないよう発行している。

委員意見 知事・市長は成長と関係ない都構想に固執し、二度目の住民投票が実現できないと見るや全てを放り出し、辞職しようとする姿勢は無責任。都構想が必要ないことはすでに住民投票で決着済み。